栄村公告第１１号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第１項の規定に基づき、栄村農業振興地域整備計画を変更したので、同法第１３条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和８年３月１７日

栄村長　宮川幹雄

１　変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

栄村役場　農林建設課